The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	国際政治におけるトランスナショナル･アクターの分析 : ユルゲン･ハーバーマス市民社会論の適用
Author(s)	多田, 透
Citation	国際公共政策研究. 2003, 7(2), p. 123-135
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/10281
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

国際政治における
トランスナショナル・アクターの分析
—ユルゲン・ハーバーマス市民社会論の適用—

Analyzing Transnational Actors in International Politics:
An Application of Jürgen Habermas' Civil Society Theory

多田　透*

Tohru TADA*

Abstract

Many recent theories of global politics have accounted for the actions of transnational actors from the standpoint of positivist methodology.

On the contrary, this paper aims to provide an alternative explanation for the actions of transnational actors. By applying the theories of Jürgen Habermas, it attempts to present another political power, which does not stem from positivistic theorising. Also, the paper offers an account of political action of such entities that are independent from the politics among states, by recognizing them as the actors of civil society, where political powers are constructed by Habermas's concept of "communicative rationality."

キーワード：ユルゲン・ハーバーマス、市民社会論、トランスナショナルアクター、コミュニケーション的合理性、政治的パワー

Keywords：Jurgen Habermas, Theory of Civil Society, Transnational Actor, Communicative Rationality, and Political Power

* 大阪大学大学院国際公共政策研究科 博士後期課程

はじめに

本稿はトランスナショナル・アクターの国際社会における政治行為を、国家の政治行為と独立のものと捉えるために、ユルゲン・ハーバーマス（Jürgen Habermas）の理論――以下単に「ハーバーマス理論」と呼ぶ――を、国際政治理論に適用しようとするものである[1)]。トランスナショナル・アクターとは、他の国際的なアクターとの間にトランスナショナルな関係を持つアクターのことを指す。さらに、トランスナショナルな関係とは、次のように定義することができる。すなわち、「国境を超えた通常の相互作用であり、少なくともその一方が非国家的行為主体（agent）であるか、政府や国際組織を代理して活動しないときのものである」[2)]。また本稿で言うところの「ハーバーマス理論」とは、ハーバーマスの理論体系のうち、市民社会論と、これを国際政治理論に適用するのに必要な限りでの彼の理論を指すこととする[3)]。

後に詳述するとおり、確かにこれまで国際政治理論研究において、トランスナショナル・アクターの活動を説明する理論は多くあった。しかしそれらの多くは、国際社会における国家の政治行為を説明するために、その説明に従属してトランスナショナル・アクターの活動を説明していた。こうした傾向は、国際社会における政治的パワーの主たる担い手が国家であるという認識――以後「国家中心論」と呼ぶ――からすれば当然のことである。そこでこうした認識を共有しつつも、本稿ではこれまでの国際政治理論研究の持つ方法論的な傾向に着目し、ハーバーマス理論を用いることによって、トランスナショナル・アクターの政治行為を、国家の政治行為と独立に捉えることを試みる。

以上より、本稿の構成は以下の通りである。まず、国際政治学における既存のトランスナ

1) 「国際政治（international politics）」とは、「国家間」で行われる政治のことをとくに指すきらいがあるため、「世界政治（world politics, global politics）」という言葉で代替させる場合がある。本稿もまさに「世界政治」は「国家間」の政治だけで成り立っているのではない、という立場から検討がなされているわけであるが、しかしこれまでの「国際」と名のつく術語の「国際」の部分を、単に「世界」に変換しただけでは意味の通らない場合があるのも実情である。こうした実情に鑑み、本稿では従来通りの用法に則り、「国際政治」と表記することとし、「国家間」の政治であることを強調したい際には、とくに「国家間政治」と表記することとする。

2) Thomas Risse-Kappen, "Bringing Transnational Relations Back In: Introduction, in Thomas Risse-Kappen ed., *Bringing Transnational Relations Back In: non-state actors, domestic structures and international institutions,* Cambridge: Cambridge University Press, 1995, especially, p. 3.

3) 彼の市民社会論は主に以下の文献において言及されている。ユルゲン・ハーバーマス著、細谷貞雄、山田正行訳『公共性の構造転換』未来社、1994年、ユルゲン・ハーバーマス著、河上倫逸、M・フープリヒト、平井俊彦訳『コミュニケイション的行為の理論［上］』、未来社、1985年、ユルゲン・ハーバーマス著、藤沢賢一郎、岩倉正博、徳永恂、平野嘉彦、山口節郎訳『コミュニケイション的行為の理論［中］』、未来社、1986年、ユルゲン・ハーバーマス著、丸山高司、丸山徳次、厚東洋輔、森田数美、馬場孚瑳江、脇圭平訳『コミュニケイション的行為の理論［下］』、未来社、1987年。なお、1992年に出版された『事実性と妥当』（*Faktizität und Geltung, Suhrkamp.* 1992）にも市民社会についての言及があるが、これに関しては邦訳がないため、以下の文献を参考にした。豊泉周治『ハーバーマスの社会理論』世界思想社、2000年、中村健吾「現代ドイツの「市民社会」論争――ハバーマス、グラムシ、ヒルシュ――」『経済学雑誌』（大阪市立大学）、第97巻第1号、1996年5月、13-34頁、斉藤純一「ハーバーマス――批判理論の転回と討議的民主主義の展望」藤原保信、飯島昇藏編『西洋政治思想史II』新評論、1995年、199-216頁。

ショナル・アクター理論研究を概観する。次に、ハーバーマス理論を、市民社会論を中心として概説する。その後これをトランスナショナル・アクターの政治行為を説明するために国際政治理論に適用する。そして最後にハーバーマスの市民社会論を国際政治理論に適用する際の今後の課題をまとめる。

なお本稿のようなパワーに対する方法論的な側面からの批判は、いわゆるコンストラクティヴィスト達が既に行ってきたことである[4]。それに、ハーバーマスの理論を国際政治理論に取り入れた研究も既に存在する[5]。また更には市民社会論に関しても、これを国際政治理論に適用する試みはこれまで多くあった[6]。しかしそれら研究の目的はいずれも本稿のようにトランスナショナル・アクターの国際社会における政治行為を、国家の政治行為と独立に捉えることにあるわけではなかった。こうした事情を踏まえて、本稿ではハーバーマス理論に焦点を当てるわけである。

1　トランスナショナル・アクター分析先行研究の概観

この項では、国際政治理論研究における既存のトランスナショナル・アクター研究の流れを見ることによって、その問題点をまとめる。

まず1970年代、たとえば相互依存論などで、トランスナショナルな関係に関心が向けられ始めた[7]。しかし当時のトランスナショナルな関係に関する研究は、多くの様々なトランスナ

4) 山本吉宣「二つの戦後と国際政治学」『国際問題』第481号、2000年4月、4-28頁、とくに22-25頁。また、コンストラクティヴィズムの主要な3論者の議論をまとめた研究として、Maja Zehfuss, *Constructivism in International Relations: The Politics of Reality*, Cambridge: Cambridge University Press, 2002。

5) ハーバーマスのコミュニケーション的行為の理論を取り入れた研究として Thomas Risse, "'Let's Argue!': Communicative Action in World Politics," *International Organization*, Vol. 54, No. 1, Winter, 2000, pp. 1-39 が挙げられる。また、フリードリヒ・クラトクヴィル (Friedrich Kratochwil) もハーバーマス理論を適用している (Cf. Zehfuss, *op. cit.*, p. 16)。

6) 主なものとして以下の文献がある。Richard Falk, "Global Civil Society and the Democratic Prospects," in Barry Holden, ed., *Global Democracy: Key Debates*, London: Routledge, 2000, pp. 162-178；ニコラス・オナフ著、伊藤武夫、高嶋正晴訳「「欲求の体系」としてのグローバル市民社会―国家ではなく、ヘーゲルに立ち返って―(上)」『立命館産業社会論集』第35巻第3号、1999年12月、65-81頁；ニコラス・オナフ著、伊藤武夫、高嶋正晴訳「「欲求の体系」としてのグローバル市民社会―国家ではなく、ヘーゲルに立ち返って―(下)」『立命館産業社会論集』第35巻第4号、2000年3月、109-120頁；Michael Waltzer ed., *Toward Global Civil Society*, New York: Berghahn Books, 1995; Ronnie D. Lipschutz, "Reconstructing World Politics: The Emergence of Global Civil Society," *Millenium: Journal of International Studies*, Vol. 21, No. 3, 1992, pp. 389-420. また、市民社会論を国際政治学に用いた研究をまとめた業績として以下を参照。遠藤貢「「市民社会論」――グローバルな適用の可能性と問題」『国際問題』第484号、2000年7月、2-16頁。

7) Cf. Robert O. Keohane and Joseph S. Nye, Jr., *Transnational Relations and World Politics*, Cambridge: Cambridge University Press, 1971; Robert O. Keohane and Joseph S. Nye, Jr., *Power and Interdependence*, Boston: Little, Brown and Co., 1977. また、この時期のトランスナショナルな関係に対する諸研究とそれらに対する批判については以下を参照。馬場伸也「非国家的行為体と国際関係」『国際政治』第59号、1978年、i-x 頁、大芝亮「序 国際関係における行為主体の再検討」『国際政治』第119号、1998年10月、1-10頁、とくに1-2頁、Volker Rittberger, Christina Schrade, and Daniela Schwalzer, "Introduction to Transnational Civil Society Actors and the Quest for Security," in Muthiah Alagappa and Takashi Inoguchi eds., *International Security Management and the United Nations*, Tokyo: UNU Press, 1999, pp. 109-138, especially, pp. 110-111; Risse-Kappen, "Bringing Transnational Relations Back In: introduction, *op. cit.*, pp. 14-16; Peter J. Katzenstein, Robert O. Keohane, and

ショナル・アクターの行為の原因と結果を検証するのがあまりにも複雑であったという方法論上の理由から、行き詰まってしまった[8]。また1980年代には、非国家的主体に一定の役割を認めつつも、国際社会における問題が基本的に国家間で解決されるということを認める国家中心論的方向に議論が収斂していった[9]。1990年代にはトーマス・リセ＝カッペン（Thomas Risse-Kappen）らが、トランスナショナルな関係に関する70年代の議論が、尚早なままその議論にピリオドを打ってしまったと指摘し、再論を行う[10]。ただし彼らの関心は、国際政治において、トランスナショナルな関係が一般的にどのような効果を生ずるのか、という点ではない[11]。したがってその研究の殆どはケーススタディとなっている。

なおこれらの研究成果との関連で現在注目できるのは、グローバル・ガヴァナンス論である[12]。グローバル・ガヴァナンス論の問題関心は大まかに言って、国際社会において「政府なき統治（governance without government）」をいかに達成するかにあると言ってよい[13]。こうした問題関心のゆえに、そのガヴァナンスの主体として、国家とともに、当然にトランスナショナル・アクターをも想定のうちに入れて議論が行われている。ただし今のところ、そこからさらに踏み込んで、NGO のようなトランスナショナル・アクターがなぜグローバル・ガヴァナンスにおいて国家とは独立に役割を果たせるのか、という点を論じるまでには至っていない。

以上のように、90年代以降に関しては、トランスナショナル・アクター独自の政治行為を理論的に説明することに議論の重点があったわけではなかったため、理論研究の問題点としては現在、80年代までのものがそのまま解決されずに残っていると言える。その80年代まで

Stephen D. Krasner, "*International Organization* and the Study of World Politics," *International Organization*, Vol. 52, No. 4, Autumn, 1998, pp. 645-685。

8) Cf. Katzenstein, Keohane, and Krasner, *op. cit.*, pp. 659-660.

9) いわゆるネオ-ネオ論争がそれである。山本吉宣、前掲論文、11-12頁参照。ただしレジーム論に関しては、ヴァージニア・ハーフラー（Virginia Haufler）による研究、日本では宮脇昇による研究が例外的に NGO などのトランスナショナル・アクターの国際社会における役割を正面から取り扱っている。しかしレジーム論とはそもそも、国際社会の中からレジームを認識し、その形成、有効性、変化の態様を説明する理論である（オラン・R・ヤング、土山實男訳「グローバル・ガヴァナンスの理論　レジーム理論的アプローチ」渡辺昭夫、土山實男編『グローバル・ガヴァナンス　政府なき秩序の模索』東京大学出版会、2001年、1-44頁、とくに20-32頁）。そのため、トランスナショナル・アクターが国家とは独立して国際社会において役割を果たしているか、という側面はレジーム論の分析対象範囲ではない。Virginia Haufler, "Crossing the Boundary between Public and Private: International Regimes and Non-State Actors," in Volker Rittberger ed., *Regime Theory and International Relations*, New York: Clarendon Press, 1993, pp. 94-111、宮脇昇「国際レジームにおける NGO アクター——人権 NGO をめぐる国連と OSCE の比較—」『国際政治』第119号、1998年10月、55-69頁参照。

10) Risse-Kappen, "Bringing Transnational Relations Back In: introduction," *op. cit.*, p. 5.

11) Ibid. ただし、その中でもリセ＝カッペンの論文とスティーブン・D・クラスナー（Stephen D. Krasner）の論文に関しては、彼らのケーススタディの総括として、理論分析の性格を有し、重要な示唆が得られることを付記する。Thomas Risse-Kappen, "Structures of Governance and Transnational Relations: What have we learned?" Risse-Kappen ed., *op. cit.*, pp. 280-313; and Stephen D. Krasner, "Power Politics, Institutions, and Transnational Relations," Risse-Kappen ed., *op. cit.*, pp. 257-279.

12) 最近の研究成果として渡辺、土山、前掲書を参照。

13) グローバル・ガヴァナンスの定義の代表として、グローバル・ガヴァナンス委員会の定義がある。Commission on Global Governance, Our Global Neighbourhood, New Yor: Oxford University Press, 1995, pp. 2-3.

の問題とはひとことで言えば、方法論的な問題である。国際政治理論研究においては、70年代の行動科学的方法論や、80年代の構造主義的方法論などに代表されるような、実証主義的方法論が採られる傾向が一時期強かった。そのために、こうした方法論に馴染まないトピックは検討されなかったわけである。その一つの顕れとして、トランスナショナル・アクターは中心的な分析対象から外されることとなった。そしてもう一つの顕れとして、国際政治理論研究で扱われるパワーの意味も、実証主義的なかたちでの論証が可能なものへと矮少化されてしまうこととなった[14]。

こうした問題点に答えるのに、ハーバーマス理論は有効である。そこで次にハーバーマス理論がどのような仕組みを持っているのかを検討する。

2 ハーバーマス理論の仕組み

ハーバーマス理論を用いてトランスナショナル・アクターの国際社会における活動を国家の活動と独立に捉える際、その中心となるのはとくに彼の市民社会論である。ゆえにここでは本稿で用いるハーバーマス理論の仕組みについて、とくにその市民社会論を中心として説明する。

まず彼の言う市民社会（*Zivilgesellschaft*）とは大要、次の通りである。まず、自由主義的な伝統に立つブルジョワ社会（*bürgerliche Gesellschaft*）ではなく、また国家的でも経済的でもない領域である。とは言っても、そこにいる人々は「脱呪術化」された合理性を有する。そしてそうした合理性を有する市民達によって政治に関する討議が行われる場である[15]。しかしこうした彼の市民社会概念は、彼の社会理論との関連から、以下のように更に詳細に説明される必要がある。

近代以降、人々の理性は必ずしも宗教に囚われる必要がなくなり、これによって科学は飛躍的に進歩することとなった。しかしそれと同時に科学は社会に対して逆に問題をもたらすようにもなった。すなわち、社会が科学の持つ方法論上の実証主義的な合理性——以下、ハーバーマスの用語に従って「認知的・道具的合理性」と呼ぶ——に基づいて近代化、産業化、資本主義化するに連れ、逆にそれらを生み出した人間を支配し、隷属させるという問題である[16]。そしてこうした問題性が顕著に現れたのが、1930年代のファシズムの台頭と、その結

14) Cf. Peter J. Katzenstein, Robert O. Keohane, and Stephen D. Krasner, "*International Organization* and the Study of World Politics," *International Organization*, Vol. 52, No. 4, Autumn 1998, pp. 659-660.

15) 市民社会という言葉の意味について検討を加えた近年の研究としてフランク・J・シュワルツ「シビル・ソサエティとは何か」『レヴァイアサン』第31巻、2002年秋、26-37頁、また市民社会という言葉の様々な定義について簡潔にまとめたものとして Paul Wapner, "The Normative Promise of Nonstate Actors: A Theoretical Account of Global Civil Society," in Paul Wapner and Lester Edwin J. Ruiz eds., *Principled World Politics: The Challenge of Normative International Relations*, Lanham: Rowman & Littlefield Publishers, Inc., 2000, pp. 261-274 参照。

16) 認知的・道具的合理性について、ハーバーマス『コミュニケイション的行為の理論〔上〕』、33-39頁参照。

果としての第二次世界大戦である。ファシズムは幸運にも第二次世界大戦に敗北することによってその正当性を否定された。しかし同じ認知的・道具的合理性は戦後、資本主義諸国にも社会主義諸国にも、それら諸国が戦争に勝利したがゆえに厳しい批判を受けることなく残った。

フランクフルト学派の第一世代は、こうした認知的・道具的合理性の問題点を指摘し、批判してきたが、同じフランクフルト学派の第二世代と呼ばれるハーバーマスは、認知的・道具的合理性を単に批判するのではなく、そうした合理性が社会に浸透している現状を確認しつつ、近代が別の合理性をも開花させたと考える。例えば、我々の日常生活は現象学者も注意を促すように、必ずしも目的志向的に説明されるものばかりではないからである。ハーバーマスはそうした日常世界のレベルでは、コミュニケーションを通じた相互主観的な合理性――すなわち「コミュニケーション的合理性」――もあると考える[17]。

認知的・道具的合理性が客観的に物事を認識し、目的合理的な行為をもたらすのに対して、コミュニケーション的合理性は自他の間で相互主観的に物事の認識を共有し、問題の発見と争点化をもたらす[18]。この2種類の合理性に対応して、ハーバーマスは前者の合理性の妥当する行為領域を「システム」と呼び、後者の合理性が妥当する行為領域を「生活世界」と呼ぶ。

ハーバーマスによれば、これらのシステムは近代合理化の結果、生活世界の中から自立してきたものであるという。それらシステムの自立化に従って生活世界も「公共領域」と「私的領域」とに分化させられていく。元々システムと生活世界とが未分化な前近代の世界で、人々は言語を媒体としてコミュニケーションを行ってきたと彼は考える[19]。しかしシステム化された世界ではそのシステムの論理に基づいて、独自の媒体が機能することになる。「国家システム」においては権力が、「経済システム」においては貨幣がそれである。そしてシステムにおけるこれら媒体は今度は生活世界の媒体であるところの言語の領域にまで浸透していく。こうした人々の日常実践を官僚制化・貨幣化していく過程を「生活世界の植民地化」と呼ぶ[20]。

この「生活世界の植民地化」は、法制化の過程をたどりつつ、コミュニケーション的合理性の妥当する生活世界を危機に陥れる[21]。そしてこの「生活世界の危機」がシステムへの抵抗の火種となるのである[22]。

17) 同上、33-39頁。なお、本稿では詳しく取り上げないが、ハーバーマスは近代が認知的・道具的合理性とコミュニケーション的合理性のみでなく、道徳的・実践的な議論を正統化する合理性と、審美的・実践的な議論を正統化する合理性をも開花させたと考える。同上、第一章参照。
18) 同上、33-39頁。
19) 同上、第一章、第二章参照。
20) ハーバーマス『コミュニケイション的行為の理論［下］』、284-327頁。
21) 同上、358-381頁。
22) 同上、411-419頁。

そしてその際に、政治に関する討議が行われ、市民が日常生活の中で感じた問題を普遍化し、それを「政治的公共性」へと送り出す場が市民社会なのである。

3　適　　用

本項では、第2項で紹介した「ハーバーマス理論」を国際政治理論に適用することを試みる。

まず、第1項で見たように、これまでの国際政治理論研究において、トランスナショナル・アクターに関する研究は、実証主義的方法論に馴染まないトピックとして、国際政治理論研究の主流とはならなかった。しかしこうした流れを逆に遡ってみると、そもそも国際政治学においてアクターの行使するパワーとは、ハンス・J・モーゲンソー（Hans J. Morgenthau）の主張の通り、そういった科学主義とは正反対の立場に立つものであったはずである[23]。しかるにこうしたパワーの捉え方は、科学技術の発達に伴い、次第に実証主義的方法論に取り込まれていったわけである。

ただし実証主義的方法論に基づくパワーの説明は、確かに初期モーゲンソーのパワー概念に反する説明であるが、かといって国際政治におけるパワーの説明として妥当でないとも言えない。なぜなら第2章でも見た通り、科学主義にみられる実証主義的な合理性――すなわち認知的・道具的合理性――が、システムにおける媒体としてのパワー――権力――を支えているからである[24]。ゆえに、国家間政治をシステムと捉えるケネス・N・ウォルツ（Kenneth N. Waltz）のシステム論、ならびにネオリアリストの論調に統合されていったネオ-ネオ論争の経過はその意味で依然として正しいわけである[25]。

そして正しいと同時に、実証主義的に説明されるパワーはやはりパワーの一面でしかなく、モーゲンソーが述べたような、科学主義に対抗する意味合いでのパワーも配慮されねばならない。そのパワーとは、実証主義とは異なる、相互主観的な認識論に支えられた方法論によって説明されるパワーのことである[26]。このパワーは第2項でのハーバーマスの議論と照ら

23) Hans J. Morgenthau, *Scientific Man vs. Power Politics*, Chicago: The University of Chicago Press, 1946.

24) 本章以降ではハーバーマスの言う「認知的・道具的合理性」および「権力」をそれぞれ、国際政治理論研究で一般的に用いられる用語である「実証主義的な合理性」および「パワー」に置き換える。

25) ウォルツのシステム論に関して、Kenneth N. Waltz, *Theory of International Politics*, New York: McGrow-Hill, 1979 参照。また、ウォルツのシステム論がハーバーマスの言うシステムと必ずしも同一でないため、幾つかの修正は必要である。また、以上のような科学の捉え方からすると、科学的知識が国際政治の構造に影響を与えるとするいわゆる「認識の共同体」論も、システム領域を説明する理論と言える。Peter M. Haas ed., *Knowledge, Power, and International Policy Coordination*, South Carolina: University of South Carolina Press, 1997.

26) こうした2通りの方法論のいずれをも否定することなく、いずれもが重要であるとする本稿のような捉え方は、ロバート・W・コックスの考え方と符合する。彼の場合実証主義的な方法論を「問題解決理論（problem-solving theory）」と呼び、了解的な方法論を「批判理論（critical theory）」と呼ぶ。Cf. Robert W. Cox, "Social Forces, States and World Orders: Beyond International Relations Theory" in Robert O. Keohane ed., *Neorealism and Its Critics*, New York; Columbia University Press, 1986, pp. 204-254, especially, pp. 207-210.

し合わせれば、コミュニケーション的合理性に基づいたパワーと言うことができる。

こうして見るならば、一国内の社会について議論されていたハーバーマスの社会理論は、国際社会にも適用できることがわかる。その結果、国家による政治行為がシステムレベル――以下、「国際政治システム」と呼ぶ――のものであるいっぽう、国際政治システムとは異なり、生活世界に基盤を持つコミュニケーション的な討議に基づく政治行為もあることがわかる[27]。それと同時に、その討議によって、市民が感受した諸問題を定式化し、政治的公共性へと送り出す場として市民社会を捉えるハーバーマスの市民社会論もまた、国際社会に適用できるのである。その担い手は当然国家――国際政治システムのエージェント――ではないし、サブナショナルなアクター――国家システムのエージェント――でもない。その担い手とは、他ならぬトランスナショナルなアクターなのである。なおこの点に関連して、リチャード・フォーク（Richard Falk）の言う「グローバルな市民社会」の考え方がある。彼は市民社会を、新自由主義的な経済システムによる「上からのグローバル化」に対抗する「下からのグローバル化」の担い手として市民社会を捉えている点で、本稿で述べたような市民社会の捉え方とは異なる。しかしそう捉えることで結局、市民社会アクターの政治行為を国家の行為と独立に説明しているため、本稿とかなり近い立場にあると言える[28]。

以上のように、トランスナショナル・アクターをハーバーマス理論に則して説明するなら、トランスナショナル・アクターを市民社会アクターとして捉えることができる。そしてコミュニケーション的パワーに基づいたトランスナショナル・アクターの政治行為は、国家の用いるパワーとは全く異質のものであるから、トランスナショナル・アクターの政治行為を国家の政治行為と独立に捉えることができるのである。

ただしハーバーマスの市民社会論がトランスナショナル・アクターに関する国際政治理論研究と同一になるというわけではなく、幾つかの修正が必要になる。ここにはハーバーマス理論を適用することによるトランスナショナル・アクター分析の修正（以下、単に「トランスナショナル・アクター分析の修正」と呼ぶ）と、逆に国際政治理論研究に適用することによるハーバーマス理論の修正（以下、単に「ハーバーマス理論の修正」と呼ぶ）という、大きく分けて二方向の修正が必要になる。

（1）トランスナショナル・アクター分析の修正

まずトランスナショナル・アクター分析の修正として、アクターの制限と、行為の制限と

27）後に見るようにトーマス・リセ（Thomas Risse）は、システムと生活世界とを分別せず、国際社会を「共通の生活世界」として一元的に捉える過ちを犯している。その結果として科学的知識に裏付けられた認識共同体のアジェンダ設定と、生活世界の危機に裏付けられた国際 NGO の国際キャンペーンとを同一視するなど、論証に混乱を来たしている。Cf. Risse, *op. cit.*, p. 14.

28）Cf. Falk, *op. cit.*

いう二つの制限を挙げることができる。

アクターの制限とは、トランスナショナルなアクターと言っても、ハーバーマスの市民社会論を適用する限り、「はじめに」で挙げた定義に当てはまるトランスナショナル・アクターの全てを説明することはできなくなることを意味する。なぜなら、先のトランスナショナル・アクターの定義にはハーバーマス理論で言うところのシステム的経済行為とシステム的政治行為とが含まれているからである。よって、アクターの制限はさらにシステム的経済行為の側面からの制限とシステム的政治行為の側面からの制限とに分けられる。

まずシステム的経済行為の側面からの制限とは、多国籍企業の活動が除外されることを意味する。ハーバーマスの市民社会論を適用する以上、一般にトランスナショナル・アクターとして分析される多国籍企業を説明することができない。ハーバーマス理論によると多国籍企業は、それが経済合理的な行為を行う限りにおいて、市民社会アクターではなく、経済システム内の行為主体とみなされる。

またシステム的政治行為の側面からの制限とは、これは各国の行政機構や議会を、この分析によって説明することができないことを意味する。行政機構や議会が何らかの役割を果たしたとしても、それは政治システムの中の作用であって、システムが自らの制御機能を働かせた、というに過ぎないことになる。このようなシステム論的見方をするなら、構造主義的リアリストの分析がここでは有効になる[29]。他方、国内の構造と国際的な制度化との相互関係を見るのであれば、リセ＝カッペンらの研究姿勢が有効になるのである[30]。

次に行為の制限とは、以上のアクターの制限が加えられたとしても、残余のアクターが全体として機械的にハーバーマスの市民社会論に当てはまるわけではない、ということを指す。なぜならハーバーマスの言う市民社会は、実体を持ったフィールドを指す概念でもなければ、何らかの特定の人や組織の集まりを指す概念でもないからである。それは客観性と相互主観性という認識論的側面からシステムと生活世界とが分別されていることから明らかである。もちろん現実には何らかの人や組織が活動を行うわけであるが、そうした人や組織の行為は認識論的に常に客観的側面と相互主観的側面を併有しうるので、それそのものが全体として市民社会を構成するとは言えないのである[31]。システムへの抵抗においてはまず組織ありき、なのではなく、生活世界の危機から生じた問題を話し合うコミュニケーション的合理性に基づいた実践的討議がまずなければならないのである[32]。

29) Cf. Waltz, *op. cit.*, p. 93.
30) Risse-Kappen, "Bringing Transnational Relations Back In: introduction," Risse-Kappen ed., *op. cit.*, p. 5.
31) 逆に言うなら、組織の成員である限り、そのコミュニケーション的行為は留保つきのものとなる。ハーバーマス『コミュニケイション的行為の理論［下］』、297頁参照。
32) ユルゲン・ハーバーマス著、細谷貞雄訳『理論と実践［新装版］』未来社、1999年、612-615頁参照。

（2）ハーバーマス理論の修正

ハーバーマス理論の修正とは、国際政治システムが、国家システムと大きく異なることによる修正のことである。国際政治システムが国家システムと大きく異なるところとは、一般に「アナーキー（anarchy）」、すなわち国際社会には世界全体を統べる中央政府が存在しないという状態にあることを指す。この点に関して、グローバル・ガヴァナンス論では政府の有無を国際政治と国内政治とを分かつ決定的な相違とはみなさず、相違はせいぜいガヴァナンスの程度の差として表されるとする[33]。しかしハーバーマス理論を国際政治理論に適用する際、程度の差は重要であり、ガヴァナンス論的に言うなら、ハーバーマス理論における国家システムの「強い」ガヴァナンスを国際政治システムに適用する際、比較的「弱い」ものへと修正する必要がある。ではなぜガヴァナンスの差が重要なのか。その理由は以下の通りである。

ハーバーマスによれば、生活世界の危機に裏付けられて公共領域において行われた討議は、政治的討議を通じて、実定法という強制力を備えた媒体に変換されてはじめて、システムに影響を与えることができる。この議論の前提として当然のことながら、強力な政治システム、行政システムを有する後期資本主義社会が念頭に置かれている。そのいっぽう、先にも述べたように国際社会には世界全体を統べる立法府も行政府もない。ゆえに、たとえ市民社会におけるトランスナショナル・アクターの活動によってシステムの規範を変える新たなパワーが生まれてきて、それが国際政治システムにおいても認識されたとしても、それが法規範として変換される保証はない。さらに、もしも法規範化されたとしても、その規範が強制的に執行されるとも限らないわけである。そうなると生活世界の危機は依然として取り除かれない恐れが高くなるのである。その意味では、トランスナショナル・アクターの持つコミュニケーション的なパワーの効果は、国際社会においては相対的に弱くならざるをえないのである。

なおこの修正は、国際政治システムのガヴァナンスを、ハーバーマスの想定する政治システムのそれに比べて弱いものとみなすため、次のような問題を生ずる。すなわち、政治的公共性における討議と政治システムにおける討議との区別をあいまいにするという問題である。しかしだからと言ってトーマス・リセ（Thomas Risse）のように、ハーバーマスがもはやシステムと生活世界との分別を維持していないと取るのは行き過ぎであるし、ましてや国際社会を「共通の生活世界」と捉えてコミュニケーション的討議の理論を国際社会全体に対して

33）以下を参照。James N. Rosenau, "Governance, Order, and Change in World Politics," in James N. Rosenau and Ernst-Otto Czempiel eds., *Governance without Government: Order and Change in World Politics*, Cambridge: Cambridge University Press, 1992, pp. 1-29, especially, p. 7；大芝亮、山田敦「グローバル・ガバナンスの理論的展開」『国際問題』第438号、1996年9月、2-14頁、とくに4頁。

一様に適用することも不適当である[34]。政治システムにおいて行われる討議と政治的公共性において行われる討議との違いがある程度あいまいになったとはいえ、政治システムにおいてはやはり「問題の解決」を志向する目的合理性に基づいた討議が行われるのであるし、いっぽう政治的公共性においてはやはり「問題の発見と争点化」を志向する相互了解に基づいた討議が行われるからである。

4　今後の課題

以上、幾つかの修正を加えながらハーバーマス理論の国際政治理論への適用を試みてきた。しかし以上の修正を加えても、適用に際しては幾つかの課題が残る。以下、3点挙げる。

まずは法制化に関する課題である。第3項において、国際社会には世界全体を統べる中央政府がないことを理由に、コミュニケーション的なパワーは国際社会では相対的に弱くならざるをえないと述べた。ただし、それがどの程度かを説明することは今後の課題として依然、残っている。この点を説明するためには、ハーバーマスの言う「法制化の過程」が重要になってくる。ここに法制化の過程とは、「デュルケムやヴェーバー以来の古典的な、論争の余地のない社会学の研究領域」であるところの「法の発展」のことである[35]。この法制化の過程は後に言及する「生活世界の危機」とあいまって、ハーバーマス理論において重要な意味を有する。これが国際社会においてどのように説明され、どの程度まで適用可能なのか。この点に関しては稿を改めて詳述する必要があるが、ハーバーマスの言う法制化の過程の四つの時期区分――市民的国家、法治国家、民主主義的法治国家、社会的・民主主義的法治国家――で起きた政治のシステム化が、国際社会でも同じように起こっているかを厳密に検討していき、場合によっては時期区分による説明とは違った説明の仕方で法制化の度合いを理解する必要があろう[36]。

次に「生活世界の危機」に関する課題がある。生活世界の危機とは、第2項でも述べた通り、法制化の過程をたどりつつ進む生活世界の植民地化によって起きる危機のことである。これは生活世界の現象学的な捉え方からすれば、人々のアイデンティティの危機でもあり、この危機意識が火種となって、生活世界での討議が市民社会での実践的討議に結びつき、ひいてはコミュニケーション的パワーの行使につながるわけである。それゆえこの概念もやはり重要な意味を持つ。この点に関して、たとえば確かに環境問題などは、一個人、一地域の

34) Cf. Risse, *op. cit.*, p. 14.
35) ハーバーマス『コミュニケイション的行為の理論［下］』、359頁。
36) 法制化を「義務（obligation）」「正確性（precision）」「委任（delegation）」という三つの内容によって特徴付けられるある種の制度化形態と捉え、その度合いを検討する研究として以下を参照。Kenneth W. Abbott, Robert O. Keohane, Andrew Moravcsik, Anne-Marie Slaughter, and Duncan Snidal, "The Concept of Legalization," *International Organization*, Vol. 54, No. 3, Summer, 2000, pp. 401-419.

危機にとどまらず、グローバルな広がりを持って進んでいるため、我々の生活世界の危機として理解されることは説明できる。しかしたとえば地雷問題など、地域的に限定されるような国際問題で起きた国際的市民運動はどのように説明されるのか。この場合確かに地雷によって自らの生活を寸断され、また体の自由をも奪われた人々にとって、この問題が生活世界の危機であることは間違いない。とはいえ、実際に地雷廃絶の運動にはそういった直接に生活世界を脅かされている人々だけでなく、自らの生活を直接には脅かされていない人々も参加した。この後者の人々にとっては、自らの生活世界に如何なるアイデンティティの危機があったのか。確かにこうした社会における少数派と多数派との間の「シンメトリーを欠いたパターン」についてはハーバーマスも注意を向けている[37]。彼らはコミュニケーション的討議を通じて、「利害の普遍化を図ること」ができるし、それこそがコミュニケーション的合理性による認識のなされ方ではある。しかし果たして実際にもそう言えるのか。もしも地雷の問題に関してそうと言えるとしても、様々な国際問題についても、個別具体的に考察していかなければならないだろう。

最後に、全てのコミュニケーションも不可避的に強制されている、ということに関する課題である。これは先に述べた「シンメトリーを欠いたパターン」そのものの原因に注意を向ける見方である。資本主義経済がもたらす人々の間の不平等が、コミュニケーション的討議における発言の不平等をもたらす恐れがあるというわけである。また、こうした不平等を解消するためにもしも社会保障政策が行われたとしても、それは新たなる福祉国家による生活世界の植民地化でしかない。さらに、こうしたコミュニケーションの強制という問題は「北」と「南」との間の強制連関という危険をもはらんでいると言える[38]。なぜならハーバーマスの思想は「『西洋合理主義』（マックス・ヴェーバー）の所産そのもの」だからである[39]。この点に関してハーバーマス理論は、資本主義経済がもたらす国際的な階層構造に着目するタイプの世界システム論とも共生する必要があろう[40]。

おわりに

これまでの検討の結果、次のことが言える。

まず、ハーバーマス理論の適用には、次の2つの利点がある。最も重要なのは、ハーバーマス理論を適用することによって、トランスナショナル・アクターの国際社会における政治

37) ユルゲン・ハーバーマス著、三島憲一、山本尤、木前利秋、大貫敦子訳『遅ればせの革命』岩波書店、1992年、41-45頁。
38) ハーバーマス『遅ればせの革命』、43-45頁参照。
39) ハーバーマス『コミュニケイション的行為の理論［上］』、3頁。
40) 最近の世界システム論に関する議論について、田中明彦「現在の世界システムと安全保障」『国際問題』第511号、2002年10月、2-17頁参照。

行為を、国家の政治行為と独立のものと捉えることができるということである。また、第3項の(1)で加えたアクターの側面および行為の側面からの制限により、「はじめに」で述べたトランスナショナル・アクターの定義に比べ、ハーバーマスの市民社会論で説明できるトランスナショナル・アクターの範囲は制限された。しかし元来トランスナショナル・アクターという言葉に含まれる主体があまりに多いことを考えると、こうした制限はむしろトランスナショナル・アクター研究の議論の特定化に資すると言える。

しかし、今後への課題もある。これに関しては第4項で述べたので繰り返さないが、第3項の(2)で述べた国際政治システムと国家システムとの違いによる修正が残した課題は重大であるので触れておきたい。その課題とは結論的に言うと、第4項にも述べた通り、法制化の過程の厳密な比較検討である。その検討の結果如何ではトランスナショナル・アクターの持つ政治的パワーは、国際社会では実は大した影響力を持たない、という結論も招きかねないのである。